

論 説

前241年から前219年までのローマの法律

原 田 俊 彦

はじめに

- I 信憑性を持ち制定年代も確定できる法律
 - II 信憑性を持つが制定年代が不確定な法律
 - III 一部史料に伝わるが信憑性に問題ある法律
 - IV 研究者は想定するが史料の根拠のない法律
- おわりに

はじめに

ローマの法律を1つ1つ史料に基づき再構成しローマの法律の全体像を得ようとする作業は、これまで世界的にも僅かな成果しか達成されてこなかった。それはほぼ1世紀前に上梓された Givanni Rotondi の作品が古典的権威を持ったためであるが、1990年代より新たな試みが始まっている。なかでも、本稿で扱う時期に関しては、Marianne Elster の作品が重要である。

筆者も、この主題に関し共和政初期および287年（以下、本稿の年代はす

(1) Rotondi, G., *Leges publicae populi romani* (1912)

(2) Elster, M., *Die Gesetze der mittleren römischen Republik* (2003)

べて紀元前である) から241年までの時期についての検討を公にした⁽³⁾。本稿はこれらに続き241年から219年までの法律について検討しようとするものである。219年を画期としたのは次の2つの理由に基づく。218年より始まるハンニバル戦争(第2次ポエニ戦争)はローマにかつてない危機的事態をもたらした。ハンニバル戦争期とそれ以前の時期を区別して考察すべきと判断したのが、まず1つの理由である。今1つの理由は、ローマ共和政の歴史を再構成するにあたり最も重要な史料の1つである、リーウィウス『都市建設以来』の20巻以降すなわち218年以降の叙述が、われわれに伝わっていることである。他方、291年から219年までのリーウィウスの叙述は散逸しわれわれには残されていない。この決定的な史料状況の違いのために、219年までの時期と218年以降の時期とを同じスタンスで検討することは困難である。以上の理由により、本稿は相対的な時期区分として219年を画期とした。

本稿で扱う時期の概要を述べれば次のようになる。一見すれば、この20年強の時期は、241年の第1次ポエニ戦争の終結と218年のハンニバル戦争の開始との端境にあたり、比較的平穏な時期との印象を与える。けれども、半島内部でもガリア人との戦闘は存続した。また、第1次ポエニ戦争により獲得された属州シキリア、230年代の初頭に獲得した属州サルディニアおよびコルシカ、これらの統治は、住民反乱の鎮圧も含め、ローマに新たな課題を生じさせた。そして、地中海中部に覇権を得たことでヘレニズム世界とりわけギリシア世界との交流が加速し、220年代初頭に初のギリシアの地での戦いすなわち第1次イリュリア戦争が勃発する。これらの戦闘はポエニ戦争がもたらしたような危機的状况にローマを陥れるものではなかったが、それ以前の時期とは明らかに異なる状況がローマに生じていたのである。他方、ハンニバル戦争に至る過程も進行していく。とりわけ、220年前後にサグントゥム問題が勃発し、サグントゥムによるローマ

(3) 原田『ローマ共和政初期立法史論』(2002)、原田「前287年から前241年までのローマの法律」早法 87巻2号(2012)[以下、原田、前稿と略記する]

への救援要請、ハンニバルのサグントゥム包囲、そして、218年のカルタゴへの宣戦布告に至る。

一方、先に見たように、この時期を扱うリーウィウスの叙述が失われてしまったため、国内情勢についてはほとんど明らかでない。けれども、大きな国家制度改革がなされたに違いなく、ケントゥリア改革がそれである。古典的セルウィウス体制における歩兵第 1 クラシスのケントゥリア数 80 を 70 に削減しつつ投票総数 193 を維持する改革がこの時期に達成されたと考えてよいであろう。241年のトリブス総数 35 の確定に基づきトリブスを下部単位とするケントゥリアの再構成 (70 ケントゥリア = 35 現役兵ケントゥリア + 35 予備兵ケントゥリア) は、ローマ共和政社会の基礎構造に一定の変更を加えるものだったに違いない。議論百出のケントゥリア改革について本稿で検討する余裕はないが、この時期に一定の国家制度改革が進行した点だけは確認しておきたい。他方、国内の政治状況について史料が一致して伝えるのは、232年に C. フラミニウスがプレブスのトリブヌス職に就任して以降生じた、彼と元老院の敵対である。諸史料はフラミニウスをグラックス兄弟・民衆派の先駆と見なし神の庇護も軽んじる人物と描く。このような叙述が彼の政治的ライバルである Q. ファビウス・マクシムスと同じゲンスに属したファビウス・ピクトルの歴史叙述に由来することは自明であろうが、政治的支配階層内部で一定の抗争が存在したことを理解できる。

以上概観した当該時期について、ローマの集会に関し古典的著作を上梓した G. W. Botsford は、諸集会の立法活動についても検討し、287年から 232年までを「安息の時期 (An Era of Ripose)」、232年から 201年までを「フラミニウス期 (The Flaminian Era)」とする。「安息の時期」とは、

(4) ケントゥリア改革については、さしあたり、砂田徹『共和政ローマとトリブス制——拡大する市民団の編成——』(2006)、97頁以下参照。

(5) Botsford, G. W., *The Roman Assemblies. From their Origin to the End of the Republik* (1909), 330ff.

287年頃のホルテーンシウス法によって法律とプレブス決議の法的効力が同等のものとされた後、ホルテーンシウス法によって達成された成果にプレブスのトリブヌスたちは得心し支配階層に近づき民衆の利益を顧みず改革的な立法を行わなかった時期である。これにたいし、「フラーミニウス期」は、フラーミニウスが存命した時期に限定されず（フラーミニウスは217年に死亡）ハンニバル戦争の時期をも含み、ホルテーンシウス法によって獲得された成果を用いて支配元老院階層に敵対的な立法を展開し民衆の利益を達成する立法上の成果が得られた時期である。その上で、「フラーミニウス期」は、ポリュビオスの伝える理想的な国家制度像を示す時期、すなわち、元老院・公職・民会が互いに権力を抑止しあい完全な均衡を保ち、王政・貴族政・民主政いずれであるか判断できず、もっとも理想的な国家形態となった時期とする。⁽⁶⁾

この見解は本来ハンニバル戦争期の法律を検討した上で判断されるべきものだが、少なくとも本稿は232年を画期と見なしてはならず、その限りで検討の対象としたい。個別の法律を検討した上で、「おわりに」において Botsford の理解に一定の判断を下そうと思う。

本稿で法律を採録する基本的方法は前稿で示したものである。すなわち、ラテン語・ギリシア語表現に法律を示唆するものがある限り、法律の存在を認めようとする。⁽⁷⁾ けれども、諸史料の総合的な検討の結果、一部史料に法律の存在を示唆する表現がある場合でも信憑性に疑問を呈する場合もある。以下では、I では史料上信憑性をもち制定年代等確定できる法律について検討し、II では史料上の信憑性はあるが制定年代等不確定であるものを考察する。III では一部史料に法律を示唆する表現があるが他の史料も総合的に判断すれば法律の存在につき疑義あるものについて検討する。IV では史料上の根拠がないにもかかわらず研究者によって法律の存在を想定されているものについて検討する。最後にこの時期の法律について若干

(6) Botsford, *op. cit.*, 344ff.

(7) より具体的には、原田、前稿、「はじめに」を参照。

のまとめを行う。ただし、先に述べた史料上の制約のため、本稿で扱う時期の法律についての考察は仮説的なものに留まらざるを得ない。

I 信憑性を持ち制定年代も確定できる法律

1 237年 カルタゴとの開戦を定める法律

第 1 次ポエニ戦争終結後にも、カルタゴはなお戦争に忙殺されることとなった。彼らが支配するリビュアで傭兵が反乱を起こしたからである⁽¹⁾。この反乱もカルタゴにとって過酷なものであった。さらに、サルディニアで守備についていた傭兵たちも反乱を起こし、カルタゴ人に襲撃を加えた。彼らはサルディニア全島を支配するに至ったが、やがて原住民の抵抗に破れ、イタリアに逃げ延びた⁽²⁾。ローマはこの傭兵たちの要請を受けてサルディニアに上陸する計画を立てた⁽³⁾。この頃、リビュアの反乱を辛うじて鎮圧したカルタゴは、サルディニアにたいする自らの支配権を主張してサルディニア派兵の準備を始めた。ローマ国民は、カルタゴの戦争準備はサルディニアにたいしてでなく自らにたいしてであるとして、カルタゴとの戦争を決議した。カルタゴはリビュアの反乱を鎮圧したばかりで疲弊しローマと開戦できる余裕はなかったため、サルディニアを断念せざるを得なかつた⁽⁴⁾。こうして、ローマはサルディニアにたいする支配権を獲得し、さらに第 1 次ポエニ戦争の賠償金に銀 1200 タラントンを加える条項を得た⁽⁵⁾。

以上はポリュビオスが第 2 次ポエニ戦争の第 1 の要因とする、ローマのサルディニア獲得に至る状況であるが、その年代は次のようにして導かれよう。ポリュビオスによれば、リビュアの反乱は鎮圧されるまで 3 年と 4

(1) Pol. 1, 71, 5ff.

(2) Pol. 1, 79, 1ff.

(3) Pol. 1, 88, 8.

(4) Pol. 1, 88, 9ff.

(5) Pol. 1, 88, 12; 3, 10, 3f. なお、第 1 次ポエニ戦争の和平条項については、原田、前稿、I-7 カルタゴとの和平を認める法律を参照。

ヶ月かかった。⁽⁶⁾ リビュアの反乱が生じたのは第 1 次ポエニ戦争が終了した後だから、241 年秋に生じたのなら 238 年末に終了したことになる。⁽⁷⁾ 240 年初頭に生じたとすれば 237 年初夏に終了したことになる。⁽⁸⁾ 他方、ポリュビオスの叙述では、リビュアでの反乱が鎮圧された直後にローマは開戦を決議したと読みとれる。⁽⁹⁾ したがって、前述 2 つの可能性のいずれに立っても、237 年にローマによるサルディニアへの支配権獲得が生じた可能性が高い。他方、シンニウス・カピトーによれば、コンスル、Ti. センプローニウス・グラックスによってサルディニアとコルシカは征服されたとい⁽¹⁰⁾う。彼は 238 年のコンスルだ⁽¹¹⁾った。また、オロシウスによれば、当該の事例は、T. マーンリウス・トルクァトゥスと C. アティリウス・サリナトルがコンスルのとき⁽¹²⁾に生じたので、235 年となる。⁽¹³⁾ けれども、シンニウス・カピトーには 177 年にサルディニアで戦闘の指揮を執った Ti. グラックスとの混乱があると指摘される。⁽¹⁴⁾ また、オロシウスも第 1 次ポエニ戦争の和平条項にサルディニアの割譲を含め混乱しており、トルクァトゥスはサルディニアに進軍し凱旋式も挙⁽¹⁵⁾行しており、彼のこの活動との混乱があるとも考えられる。以上から、当該事例を 237 年のことと考⁽¹⁶⁾えてよいであろう。

この事例では戦争には至らなかったが、明らかに開戦を決定する国民の

(6) Pol. 1, 88, 7.

(7) De Sanctis, G., *Storia dei Romani* 3-1 (1916), 396³⁰.

(8) Meyer, Ed., *Kleine Schriften* 2 (1924), 383².

(9) Pol. 3, 10, 1

(10) Sinn. Cap. apud Fest. 430 L.

(11) Broughton, T. R. S., *The Magistrates of the Roman Republic* I (1951), 221.

(12) Oros. 4, 12, 2.

(13) Broughton, *op. cit.*, 223.

(14) Täubler, E., *Vorgeschichte des zweiten punischen Kriegs* (1921), 20; 32ff.

(15) Oros. 4, 11, 2.

(16) *Fasti Capitolini recensuit, praefatus est, indicibus instruxit Atilius Degrassi* [= *Fas. Cap.*] 101.

決議すなわち法律が存在した。⁽¹⁷⁾この点で研究者に相違はない。⁽¹⁸⁾当該事例は、Walbank によって、古くからの宣戦布告の手續に代わる簡略化された宣戦布告手續の最も早い事例とされ、当該法律は条件付きの開戦決定と解された。⁽¹⁹⁾Walbank のいう簡略化された宣戦布告手續とは以下のものである。他の国家がローマにたいし何らかの侵害を行っている場合、まず、元老院および国民が開戦支持の決定を行う。次いで、元老院議員の使節が敵に派遣され、一定の要求 (侵害行為の中止および賠償要求) を行う。敵はこれに諾否で答える。要求が容れられない場合には、即座に宣戦布告が発される。この手續はさらに第 2 次ポエニ戦争、第 2 次マケドニア戦争等にも見出されるとされる。⁽²⁰⁾この見解は多くの支持者を得たが、例えば、Rich は当該の簡略化された宣戦布告が手續として確立していたかにつき疑う。⁽²¹⁾この時期の宣戦布告手續がどのようなものであったか、これは重要な論点であるが、残念ながら本稿で検討する余裕はない。本稿にとっての問題は開戦を認める法律が存在したか否かであり、Walbank に反論する Rich も当該事例で国民の決議が存在したことは認めている。⁽²²⁾

(17) Pol. 1, 88, 10. cf. Dio Cass. frg. 46 ; Eutr. 3,2.

(18) 法律を専門とする文献のみを上げれば、Paananen, U., *Legislation in the comitia centuriata*, in *Senatus populusque romanus* (1993), 33; Elster, *op. cit.*, 168f. なお、本事例は Rotondi, *op. cit.* には上げられていない。

(19) とりわけ、Walbank, F. W., *Roman Declaration of War in the Third and Second Centuries*, in *CPh* 44 (1949), 15ff. cf. McDonald, A. H. and Walbank, *The Origins of the Second Macedonian War*, in *JRS* 27 (1937), 192ff.; Walbank, *A Note on the Embassy of Q. Marcius Philippus*, in *JRS* 31 (1941), 86ff. なお、古い宣戦布告の手續は原田、前稿、I - 1 タレントゥムとの開戦を定める法律を参照。

(20) 文献については、さしあたり、Rich, J. W., *Declaring War in the Roman Republic in the Period of Transmarine Expansion* (1976), 59⁶参照。

(21) Rich, *op. cit.*, 56ff.

(22) Rich, *op. cit.*, 66; 70f. なお、Harris, W. V., *War and Imperialism in Republican Rome 327-70B. C.* (1979), 267f. は、当該事例に先行して Walbank のいう簡略化された宣戦布告の事例を見出せると主張するが、当該事例でカルタゴへの開戦を認める法律が存在したことを否認するものではない。

以上より、237年にカルタゴとの開戦を決定する法律が存在したのである。

2 232年 ピーケーヌムの土地およびガリアの土地を個別に分配する フラーミニウス法

プレブスのトリブヌス、C. フラーミニウスによる著名な土地分配法である。諸史料によれば、⁽²³⁾ フラーミニウスは、ピーケーヌムの土地およびガリアの土地をローマ市民に個別に分配する法案をプレブス集会で提案し、Q. ファビウス・マークシムスを代表とする元老院の猛烈な反対に会い元老院の承認を得ることなく、これを法律として成立させた。

この法律の制定年代について、史料には混乱がある。ポリュビオスによればこの法律は M. アエミリウス・レピドゥスがコンスルのときに定められた。⁽²⁴⁾ したがって、232年のこととなる。⁽²⁵⁾ 他方、キケローによれば、Q. ファビウス・マークシムスと Sp. カルウィリウス・ルガがコンスルのときに定められたので、228年のものとなる。⁽²⁷⁾ どちらの年代を正当と考えるか、⁽²⁸⁾ 争いがあり、あるいは、この伝承上の矛盾を解決するために、例えば、232年に制定されたがその施行は228年まで延期された、といった見解が表明されてきた。⁽²⁹⁾

筆者は232年と考える。まず、フラーミニウスは227年にはプラエトル職に就任しており通常の公職歴任からすれば前年のプレブスのトリブヌス職就任は想定しづらい。また、フラーミニウスが就任したプラエトル職は

(23) Cic. *Cat.* 11 ; id., *Brut.* 57 ; id., *inv.* 2, 52 ; id., *ac. prior.* 2, 13 ; id., *sen.* 11 ; Pol. 2, 21, 7f. ; Val. Max. 5, 4, 5 ; Cat. apud Varr. 1, 2, 7.

(24) Pol. 2, 21, 7.

(25) Broughton, *op. cit.*, 225.

(26) Cic. *sen.* 11

(27) Broughton, *op. cit.*, 228.

(28) Rotondi, *op. cit.*, 247f. は228年のものとする。

(29) 例えば、Lange L., *Römische Altertümer*³ [=RA] 2 (1879), 149.

初のシキリアを管轄とするプラエトルであり、前年に元老院との大きな敵対関係にあったフラミニウスに元老院がそうした管轄を認めるとは考えづらい。とすれば、なぜ、228年に同法が制定されたという伝承上の混乱が生じたのだろうか。この点について Niccolini が説得的に論じた。⁽³¹⁾ 233年、Q. ファビウス・マークシムスは彼にとって最初のコンスル職に就任しており、リグリア人との戦闘で勝利し232年2月1日に凱旋式を挙げてローマに帰還した。232年のコンスル、アエミリウス・レピドゥスがその職に就任したのは5月1日のことであり、同年の2月1日から4月末日までファビウス・マークシムスはコンスルとしてローマにいた。この当時、プレブスのトリブヌスがその職に就任するのは前年（この場合には233年）12月で、その在職期間の早いうちに法律提案を行う。したがって、フラミニウスのプレブスのトリブヌス職在職期間および法律を提案した時期と、ファビウス・マークシムスのコンスル在職期間は重なる。よって、両者がこの法律案をめぐる対立したのは、232年2月初頭から4月末日までと考えられる。キケローの典拠となった年代記は、228年にファビウスが何らかの戦闘を指揮したとは伝えられないため彼は常にローマにいたと想定し、フラミニウスとファビウスとの敵対をこの年のものとし、フラミニウスのプレブスのトリブヌス職および当該法律の提案も228年のこととしたのだと。⁽³²⁾

以上からすれば、フラミニウスは232年のプレブスのトリブヌスであり、同年に当該法律を提案したと想定でき、228年説および2つの伝承を整合させようとする説、いずれも説得的ではないといえよう。

他方、フラミニウスの法案は法律とはならなかったという見解がある。Develin は、ウェアリウス・マークシムスおよびキケローに伝わる伝

(30) 227年のプラエトル就任者およびその管轄については、Broughton, *op. cit.*, 229参照。

(31) Niccolini, G., *I fasti dei tribuni della plebe* (1934), 88f.

(32) Broughton, *op. cit.*, 225; Elster, *op. cit.*, 173も Niccolini にしたがう。

承に基づいて、この法律は提案を妨害され成立しなかったとする。⁽³³⁾ すなわち、ウェアリウス・マークシムスによれば、プレブス集会に先立つコンティオーにおいてフラーミニウスの父が彼を演壇から引きずり降ろし、その場から立ち去らせた。⁽³⁴⁾ キケローによれば、同様に彼の父がプレブス集会の際にその場所から彼を引きずり出した。⁽³⁵⁾ いずれも父親の物理的圧力によってフラーミニウスが議場から退出させられたと述べており、これに基づいて、Develin は本法案の成立を否認する。けれども、提案された土地への入植は通常のラテン植民市設置により行われ、また、フラーミニウスはさらなる法案提出を差し控えたことによって将来の職歴の保証を得た、と論じる。⁽³⁶⁾

Develin の議論の全体に立ち入る余裕はなく、本法案が提案されたかどうかについてのみ検討したい。父親の権威に基づく敵対行為があった、あるいは、それほどまでフラーミニウスの法案には大きな反対があった、これらを伝える伝承が存在することは確実である。けれども、それは法案が提案されなかったことを述べるものではない。ウェアリウス・マークシムスのバージョンはコンティオーに関連し、プレブス集会への提案の妨害を語るものではない。キケローのバージョンはプレブス集会に関連するが、プレブス集会への提案が差し控えられたと明言するものではない。逆に、同じキケローが、「ガリアおよびピーケーヌムの土地を分配すべき法律を提案したプレブスのトリブーヌス、C. フラーミニウス (C. Fulaminius, is qui tribunus plebis legem de agro Gallico et Piceno dividundo tulerit)」、⁽³⁷⁾ 「土地法を提案したプレブスのトリブーヌス、C. フラーミニウス (C. Flaminius qui legem agrariam tribunus plebis tulerit)」⁽³⁸⁾ とし、法律の提

(33) Develin, R., C. Flaminius in 232 B. C., in *AC* 45 (1976), 639f.; 643.

(34) *Val. Max.* 5, 4, 5.

(35) *Cic. inv.* 2, 52.

(36) Develin, *art. cit.*, 641ff.

(37) *Cic. Brut.* 57.

(38) *Cic. ac. prior.* 2, 13.

案があったと明白に伝えている。他方、ポリュビオスはこの法律がその後(39)にガリア人との間に起こった戦争の原因でもあったと伝える。提案にも至らなかった法案が将来の戦争の原因とされるだろうか。以上より、フラミニウスの父による妨害行為はあったとしても、法案はプレブス集会に提案され法律となったと考えられよう。

この法律がなぜ元老院の大きな敵対に遭遇したのか、にもかかわらず、フラミニウスはなぜそれを実行しようとしたのか、大きな論争が展開されてきた(40)。ここでその詳細に立ち入る余裕はないが、伝承に見られるフラミニウス個人にたいする敵対には慎重な態度で臨むべきように考えられる(41)。例えば、上述の彼の父親による物理的妨害、あるいは、徴兵を実施してプレブス集会の開催を妨害しようとする試み(42)、伝承に記されるこうした妨害工作は、視点を変えれば、この法案の成立を妨害するにはこのような手段しか残されていなかったとも想定させる。すなわち、フラミニウスの同僚トリブヌスに拒否権を発動させるという通常の妨害工作が機能すれば、先の妨害手段を用いる必要はないのである。けれども、通常の妨害手段について語る史料はない。法案は、同僚団の拒否権に曝されることもなく、法律として成立した。とすれば、フラミニウス敵対派はトリブヌス同僚団にフラミニウスに反対する人物を見出せなかったということであり、少なくともトリブヌス同僚団はフラミニウス一派を形成していたと想定できる。フラミニウスはノービリタースのなかで孤立し一

(39) Pol. 2, 21, 8.

(40) さしあたり、岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』(2000)、92頁以下、144頁以下参照。また、Vishnia, R. F., *State, Society, and Popular Leaders in Mid-Republican Rome 241-167 BC* (1996), 25ff. も参照。

(41) 例えば、Pol. 2, 21, 8 は、フラミニウスのこの土地法を、民衆の支持を狙ったもので、ローマ民衆が墮落へと向かう契機と評価する。

(42) ここではさしあたり伝承の観点に立つ見解として、元老院に敵対するフラミニウスの活動を立法史の観点から一つの画期と見なす Botsford, *op. cit.*, 333f. を上げるに留める。

(43) Val. Max. 5, 4, 5.

般大衆に支持を求めた、このような伝承の認識には慎重となるべきであり、フラミニウスもノービリタースのなかに一定の支持層・支持グループを持っていたと想定すべきであろう。⁽⁴⁴⁾ それこそが彼の227年のプラエトル職就任を導くものであろう。そして、彼および彼のグループは、ピーケーヌム、ガリア、これらの土地に象徴されるように、北部イタリアへの発展を政策とする一派だったであろう。それは、フラミニウスが、初のコンスル就任時にインスブレスとの戦闘を展開し、ローマからアリーニヌムに至るフラミニウス街道を建設した⁽⁴⁵⁾ことからも読みとれるのではないだろうか。⁽⁴⁶⁾

II 信憑性を持つが制定年代が不確定な法律

1 3世紀初頭? ~218年? 量と重さに関するシリウス法

⁽¹⁾ フェストゥスは、プーブリウス・シリウスおよびマルクス・シリウスという2人のプレブスのトリブヌスにより、次のような法律が定められたと伝える。すなわち、ワインの1クアドゥランタルは80ポンドである。ワインの1コンギウスは10ポンドである。6セクスタリウスはワインの1コンギウスである。48セクスタリウスはワインの1クアドゥランタルである。等々。そして、このように公的に定められている重さを公職が故意にその基準より多くあるいは少なく測ろうとした場合、他の公職が彼に罰金を科そうとするならば、罰金額がその財産額の半額を超えない限りで認め

(44) フラミニウスに一定の党派関係を考える見解として、例えば、Kramer, F. R., *Massilian Diplomacy before the Second Punic War*, in *AJPh* 69 (1948), 10f.; Cassola, F., *I gruppi politici romani nel III secolo a. C.* (1962), 209ff.; Vishnia, *op. cit.*, 32ff. 参照。想定される党派関係はそれぞれの見解で異なっている。

(45) 後出III-2 C. フラミニウスに凱旋式を認める法律を参照。

(46) さしあたり、Broughton, *op. cit.*, 235f.; Suolahti, J., *The Roman Censors. A Study on Social Structure* (1963), 303参照。

(1) Fest. 288 L.

られる。(基準を超えたり少なく測ろうとする) 公職が祭祀のために判断しようとする場合には、認められる。

このように、量の単位 (クアドゥランタル、コンギウス、セクスタリウス) を重さの単位 (ポンド) に換算することによって、量の単位間での公的な基準、および、量と重さの関係についての公的な基準が定められた。また、こうして定められた公的な基準を故意に違反しようとする公職に対し、罰金とその上限も定められた。⁽²⁾ Kunkel によれば、当該の法律は罰金について定めるおそらく最古の法律である。

フェストゥスのテキストには欠缺もあるが、概ね、以上の内容の法律と理解することができよう。けれども、フェストゥスの叙述は ‘publica pondere’ という言葉がどのような意味を持ったかについて説明しようとするものであり、当該の法律の制定時期・制定事情については何も伝えない。そのため、制定年代について様々な見解が表明されてきた。⁽⁴⁾

けれども、当該法律が制定された最下限の時期については、Cloud が説得的な推論を行った。⁽⁵⁾ すなわち、この法律で用いられる量の単位はクアドゥランタルである。他方、218年のクラウディウス法は、元老院議員および元老院議員の息子が所有できる船舶はその積載量が300アンフォラを越

(2) Kunkel, W. / Wittmann, R., *Staatsordnung und Staatspraxis der römischen Republik. Zweite Abschnitt. Die Magistratur* (1995), 162f.

(3) Cloud, J. D., A Lex de ponderibus (Festus, p. 288 L), in *Athenaeum* 73 (1985), 405ff. にフェストゥスのテキストの詳細な検討・校訂がある。また、Cloud, in Crawford, M. H., ed. *Roman Statutes* [=RS] II (1996), 737f. も参照。

(4) 様々な見解については、さしあたり、Niccolini, *op. cit.*, 394f.; Cloud, *art. cit.*, 417¹⁷参照。244年以降とする説が大半である。なかでも、Lange, *RA* 2, 670は、この法律を通告による法律訴訟を定めたシリウス法 (Gai. 4, 19) と同一視し204年より前のものとする。この見解は一定の影響を持つようで、例えば、Broughton, *op. cit.*, 307も204年のプレプスのトリブヌスに当該の2名のシリウスを上げる (ただし? を付す)。けれども、通告による法律訴訟が単位の換算に関係するという根拠は何もない。

(5) Cloud, *art. cit.*, 417.

えてはならない、と定めた。⁽⁶⁾ フェストゥスによれば、アンフォラという量の単位はクアドゥランタルに代わり採用されたものである。したがって、⁽⁷⁾ 218年の法律においてアンフォラが用いられクアドゥランタルは用いられていないこと、そして、当該の法律においてはクアドゥランタルが用いられアンフォラは用いられていないこと、これらは当該の法律が218年の法律より古いものであることを示す。よって、当該の法律が制定された時期の最下限は218年となると。

Cloud は当該法律制定年代の最上限も推論する。この法律はプレブス決議なので、プレブス決議が法律としての拘束力を有した時期以降のものである。したがって、法律とプレブス決議を同等のものとしたホルテンシウス法以降のものと考えられ、287年がまず最上限と想定できる。他方、⁽⁸⁾ 269年頃にローマでは初めて銀貨が用いられるようになった。衡量貨幣しか用いられていない時期には重さのみで価値が表出されたが、鑄造貨幣の使用によって重さとは異なる価値基準も現れたと想定され、そのような時期に量と重さについての公的な基準を設ける必要が生じた⁽⁹⁾と推論できる。したがって、260年代がこの法律制定の最上限の時期である⁽⁹⁾と。

プレブス決議の法的効力に基づいて287年を最上限とする推論には得心できない。筆者の想定では、プレブス決議は320年代より元老院とプレブスのトリブヌスに協調関係がある場合には法的効力を有するに至って⁽¹⁰⁾いた。他方、ローマにおける貨幣制度の変更に基づく推論には一定の説得力がある。例えば、銀貨使用の開始を記すプリーニウスの記事には、1 デナリウス（貨幣単位）をアス 1 リーブラ（重さの単位）、1 セステルティウ

(6) Liv. 21, 63, 3.

(7) Fest. 312 L.

(8) 銀貨の使用の開始については、原田、前稿、IV-2 銀貨の使用についてのファビウス=オグルニウス法を参照。

(9) Cloud, *art. cit.*, 417. Elster, *op. cit.*, 460f. は年代付けの最上限・最下限とも Cloud を支持する。

(10) 原田、前掲書、247頁以下、286頁以下参照。

スを 2.5 リーブラ、というように、ある単位を別の単位へ換算する仕方が導入されたとされている。⁽¹¹⁾ 他方、ローマにおける鑄造貨幣の使用の開始については、様々な見解がある。⁽¹²⁾ その最上限の時期を想定するのは、ローマとネアポリスとの同盟締結を契機としてギリシア由来の鑄造貨幣が 326 年に導入されたとする見解であろう。Cloud は、ホルテーンシウス法に拘ったため、269 年の銀貨使用開始を条件とした。けれども、4 世紀末からプレブス決議が法的効力を持っていたと想定すれば、269 年に固執する必要はない。鑄造貨幣使用開始の年代について議論はあるが、概ね 4 世紀末から 3 世紀初頭の時期が想定されている。これを前提として、本稿では、当該の法律制定年代の最上限は 3 世紀初頭頃と想定しておきたい。

2 242 年? ~227 年? 都市プラエトルについてのプラエトールウス法
ケンソーリヌスはその文言を伝え、ウォルロも言及する法律である。けれども、その文言の再構成には大きな問題があり、現在も議論が続いている。

ケンソーリヌスは、十二表法には「日没が最後の時刻となれ (solis occasus suprema tempestas esto)」と定められていたが、後に「プレブスのトリブーヌス、M. プラエトールウスが次のようなプレブス決議を提案した (M. Plaetorius tribunus plebiscitum tulit)」としてこの法律の文言を引用する。⁽¹³⁾ ケンソーリヌスの写本としてもっとも古いとされるグルムシュタット写本は次のものである。⁽¹⁴⁾

praetor urbanus qui nunc est quiq. post hac fiat duo lictores apud se habeto isq. supremam ad solem occasum iusq. inter ciues dicito.

(11) Plin. *n. h.* 33, 34.

(12) さしあたり、Forsythe, G., *A Critical History of Early Rome* (2005), 336ff.; Hollander, D. B., *Money in the Late Roman Republic* (2007), 15ff. 参照。

(13) Cens. 24, 3.

(14) RS II (1996), 731による。

‘fiat’の意味が不明であるが、何といても ‘isq. supremam inter ciues dicito’の箇所が意味をなしていない。そのため、様々な校訂が提案されてきた。例えば、筆者が通常用いる Sallmann 版は次のように校訂する。

praetor urbanus qui nunc est quique posthac fuat duo lictores apud se habeto isque <usque> supremam ad solem occasum ius inter ciues dicito.

あるいは、Crawford 編集の *Roman Statutes* II における Crook の校訂は次の通りである。⁽¹⁵⁾

praetor urbanus qui nunc est quique posthac <factus erit> duo lictores apud se habeto i<u>sque <per> supremam ad solem occasum {i}usque inter ciues dicito.

筆者にはこれまで提案されてきた様々な校訂を検討しケンソーリヌスに伝わる法律の文言を確定しようという意図はない。ここでいくつか引用したのは、このようにテキスト自体が確定されていないため、法律の内容についても確定できないことを理解してもらいたいだけである。ただ、‘praetor urbanus apud se habeto’の箇所は、‘fiat’ ‘fuat’ ‘factus erit’いずれか不明ではあるが、「都市プラエトルは2名のリクトルを持つ」という内容であることは理解できよう。そして、‘iusq. inter ciues dicito’の箇所も、「都市プラエトルが市民間での裁判を行う」ことは理解できよう。そして、十二表法で ‘suprema tempestas’ は ‘solis occasus’ とされていたが、この法律でこの両者の関係に何らかの変更が生じたらしい、ということが想像できる。実際、ケンソーリヌスのこの箇所は ‘suprema’ という言

(15) Crook, A. J., in *RS* II, 731. なお、Crook, *Lex Plaetoria* (FIRA no.3), in *Athenaeum* 72 (1984), 595の仮説的法文再構成は次の通り。‘praetor urbanus qui nunc est quique posthac factus erit duo lictores apud se habeto iusque ad supremam aut solem occasum usque inter ciues dicito’ Crook はこれをケンソーリヌスのテキストの校訂として示してはいない。

(16) Crook, *art. cit.*, 587ff. にこれまでの校訂についての詳細な検討がある。

葉の説明なので、そのように想像する余地はあろう。

ところでウォルロにもこの法律への若干の言及がある。⁽¹⁷⁾ それによれば、十二表法では‘suprema’は‘occasus solis’であったが、後に「プラエトリーウス法はプラエトルが集会の場所で国民に‘supremus’⁽¹⁷⁾と告げる時刻も‘supremus’であると命じる（lex Plaetoria id quoque tempus esse iubet supremum quo praetor in comitio supremum pronuntiauit populo）。」したがって、日没も最後の時刻ではあるが、プラエトルが日没でなくとも最後の時刻を告知することもできた、と理解できよう。これをケンソーリヌスが伝えているとすれば、都市プラエトルは、日没だけでなく、彼が最後の時刻と告げた時刻まで裁判を開廷することができる、このような内容となるだろうか。

むろん、ウォルロとケンソーリヌスが同じことを述べていると仮定した場合の想定であり、確実なものではない。ただ、全体としてみれば、プラエトリーウス法は都市プラエトルの権限に関わる法律であったと想定でき⁽¹⁸⁾よう。すなわち、都市プラエトルは2名のリクトルを持ち、市民間での裁判権を持った。そして、裁判を閉廷させる時刻を告げることもできたかもしれない。ウォルロにはリクトルおよび裁判管轄については語られていな

(17) Varr. *l. l.* 6, 5.

(18) Kaser, M./Hackl, K., *Das römische Zivilprozessrecht* (1996), 172f. は、プラエトリーウス法によってプラエトルの増員がなされ、併せて同法でそれぞれのプラエトルの管轄が定められたとする。外人係プラエトル設置を定める法律として同法を想定する見解であるが、史料上の根拠は何もない。原田、前稿、IV-6 外人係プラエトルを設置する法律を参照。Crook, *art. cit.*, 594は、仮説として、外人係プラエトル設置に伴って古くから存在するプラエトルの権限を再定義あるいは再確定するものという可能性を指摘する。Brennan, T. C., *The Praetorship in the Roman Republic II* (2000), 666は、テキストが不確定である以上、この法律がどの程度重要で革新的なものだったか、判断することはできないと、Crook を批判する。Lange, *RA* 1(1876), 784; *id.*, *RA* 2, 152; 654は、この法律によって227年にシキリアおよびサルディニアに2名のプラエトルがさらに増員されたとする。けれども、そのように想定する根拠はない。後出IV-2 プラエトルの定員を4名にする法律を参照。

い。そのため、それらが同法で定められたとまでいえないと反論されるかもしれない。けれども、ウォルロの叙述の目的はあくまで‘suprema’という言葉の意味の変遷にあり、その主題から外れる事柄には言及しなかったと考えられよう。

このように、少なくとも2つの史料に明白に法律と伝えられていることから、当該のプラエトリーウス法が何らかの時点で制定されたと想定してよいであろう。

この法律の制定年代を推定できるだろうか。相当困難ではあるが、この法律の伝える内容から推論してみよう。通常は、都市プラエトル (praetor urbanus) というタームから外人係プラエトルが設置されて以降に制定されたと想定されている⁽¹⁹⁾。けれども、Kunkel が指摘するように、本来、‘praetor urbanus’ というタームは「市民係プラエトル」というより「都市行政を行うプラエトル」という意味であって、367年の国家制度改革によって設置され、コンスルの下級の同僚としてコンスル不在の際に都市行政を担うプラエトルを示唆する⁽²⁰⁾。けれども、プラエトリーウス法における都市プラエトルは、市民間の裁判を管轄とする。プラエトルが1人しかいなかった時期には、都市プラエトルは市民間の裁判だけでなく、市民対外人および外人対外人の裁判にも当然管轄を持った。都市ローマに居住するのはローマ市民だけでなく、またローマに居住しなくとも通商権を持つ外人が都市ローマで法的係争に関わることは驚くべきものではない。このように、市民対外人・外人対外人の裁判を管轄とする外人係プラエトルが設置される前には、都市プラエトルの裁判管轄を市民間のみに限定することはできない。市民間にのみ裁判管轄が限定されていることはすでに

(19) Rotondi, *op. cit.*, 245f.; Niccolini, *op. cit.*, 396; De Martino, F., *Storia della costituzione romana* II² (1973), 231f.; Elster, *op. cit.*, 160f.

(20) Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 121⁶⁷. なお、この点に基づき Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 121⁶⁷; 142は 242年よりはるかに古い法律と想定する。また、E. マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳、1978)、注86頁も242年より古いと想定する。

外人係プラエトルが導入されていることを意味する。以上より、この法律が制定された最上限の時期は外人係プラエトル設置の年である。けれども、プラエトル職が増員された年は240年代半ばとしか確定できない⁽²¹⁾。ここでは通説の想定する242年も尊重し、242年?と表記することにした。

最下限はいつであろうか。プラエトリーウス法においてプラエトルは2名のリクトルを持つ。通常、プラエトルのリクトルの数は6名とされる⁽²²⁾。したがって、ある時期に都市プラエトルのリクトルの数が6名から2名に減少されたと想定できる。むろん、2名のリクトルが他の史料で見出せないならば、この想定は成り立たない。けれども、プラウトゥスの演劇『エピディクス』に2名のリクトルが現れている⁽²³⁾。この演劇の成立年代も201年説、195年説といくつかの見解に分かれ、確定していないようであるが⁽²⁴⁾、最下限を190年と考えてよいであろうか。都市プラエトルのリクトルの減員が都市プラエトルのみになされた変更とも考えがたいので、プラエトル職全体に生じた変更がこうした減員を引き起こしたのかもしれない⁽²⁵⁾。とすれば、190年頃までに生じたプラエトル職の変化として、240年代半ばの外人係プラエトルの設置、227年のシキリア・サルディニアのための2名のプラエトルの増員、197年のスペインの2つの属州のための2名のプラエトルの増員、これらが考えられる。197年のプラエトルは、コンスルのインペリウムを持った。それまでスペインを管轄とした者たちはコンスルのインペリウムを延長された者たちだったからである。コンスルのリクトルの数は12名である。したがって、属州スペインを管轄としたプラエトルも12名のリクトルを持った。一方のプラエトルに12名を付与し他方を2名にまで減員する、このような大きな差異を設ける改革が生じた理由を見出せ

(21) 原田、前稿、IV-6 外人係プラエトルを設置する法律を参照。

(22) Val. Max. 1, 1, 9.

(23) Plaut. *Epid.* 27ff.

(24) 『古代ローマ喜劇全集 第2巻 プラウトゥスIII』(1976)、214頁。

(25) cf. Brennan, *op. cit.*, 666.

ない。したがって、可能性があるのは227年のプラエトルの増員である。
 以上から、227年を最下限に想定できる可能性もあるのではなからうか。⁽²⁶⁾

さらにプラエトリーウス法には‘suprema’という要素があるが、これがどのように定められていたか、テキスト自体を再構成できないため、推論の素材とするには慎重でありたい。以上より、あくまで仮説的推論に過ぎないのであるが、本稿では、プラエトリーウス法の制定年代を242年? ~227年? と表示したい。

3 242年?以降 頭格犯罪についての3人委員に関する

パーピリウス法

フェストゥスに伝わる法律であるが理解しがたい箇所があり、Lindsay⁽²⁷⁾版のテキストを引用する。

Qua de re lege L. Papiri tribuni plebis sanctum est his verbis :
 Quicumque praetor post hoc factus erit, qui inter cives ius dicet, tres viros capitales populum rogato ; hique tres viri <capitales> quicumque <posthac fa>cti erunt, sacramenta ex<igunto> iudicantoque, eodemque iure sunto, uti ex legibus plebeique scitis exigere iudicareque [esse] esseque oportet.

最初の文章は問題ない。プレブスのトリブヌス、L. パーピリウスがフェストゥスが問題としている事柄（ここでは sacramentum）について、次の文言の法律を定めたとされている。法律の引用文の前半の箇所、すなわち、‘Quicumque praetor.....populum rogato’ の箇所も問題はない。「この後に市民の間で裁判を行うプラエトルとされる者は誰であれ、頭格

(26) Botsford, *op. cit.*, 342¹は、前注(18)のLangeの見解にしたがった結果なのか、227年に制定されたとする。ただし、都市プラエトルの権限を定める法律とし、プラエトルの定員増員には言及しない。

(27) Fest. 468 L. Cloud, *The Lex Papiria de sacramentis*, in *Athenaeum* 80 (1992), 160f. にテキストの校訂がなされている。

犯罪についての 3 人委員を国民に提案せよ」となる。したがって、都市プラエトルはこの法律以降頭格犯罪についての 3 人委員の候補者を国民に提案し、国民がその候補者のなかから選出するという意味となる。頭格犯罪についての 3 人委員の選挙による選出について定められたと解されよう。‘hique tres viri <posthac fa>cti erunt’ の箇所も問題ない。「これ以降頭格犯罪についての 3 人委員とされる者は誰であれ」となり、‘sacramenta ex<igunto> iudicantoque’ の主語となっている。この ‘sacramenta ex<igunto> iudicantoque’ の内容が理解しづらい。

‘exigere’ という動詞は他動詞であり ‘sacramenta’ を直接目的語としている。‘sacramenta’ はフェストゥスの文脈では明らかに legis actio sacramento の ‘sacramentum’ すなわち「神聖賭金」を意味する。そうして、‘exigere’ は（強制的に）「集める」「回収する」「取り立てる」という意味を持つので、神聖賭金による法律訴訟で敗訴した側からその賭金を「取り立てる」という内容を理解できる。一見すれば、‘sacramenta’ は他動詞 ‘iudicare’ の直接目的語でもある。とすれば、「神聖賭金を判示する」という意味になろう。ここで辻褄が合わなくなる。

神聖賭金の徴収は、ガイウスに基づけば、判決が下された後敗訴した側から徴収される。⁽²⁸⁾ とすれば、‘sacramenta iudicanto exiguntoque’ となるべきである。他方、テキストを素直に読めば、判決が下され神聖賭金が徴収された後にさらに ‘sacramenta’ についての判決が下されることになる。このようなことはあり得ないので、‘iudicare’ は ‘sacramenta’ を目的語とする他動詞ではなく自動詞として用いられ、判決後の何らかの事例例えば拿捕による法律訴訟のような執行手続において、頭格犯罪についての 3 人委員が審判人としての何らかの役割を演じると想定すべきであろう

(28) Gai. 4, 16. それによれば、法廷手続において神聖賭金は徴収されない。法廷手続で両当事者は敗訴した場合に神聖賭金を供出することについて保証する担保人を設定するのみである。したがって、実際に金銭を支払うのは判決によって敗訴が確定した当事者のみとなる。

⁽²⁹⁾うか。あるいは、‘iudicare’は他動詞ではあるが、「判決を下す」とは異なる意味を持つのだろうか。⁽³⁰⁾

それとも、‘sacramenta exigere’は判決が生じた後の手続に触れているのではなく、判決が下される前の法廷手続について触れているのだろうか。確かにウォルロによれば、ゲーイウスとは異なり、法廷手続において神聖賭金の徴収がなされたようである。⁽³¹⁾とすれば、‘sacramenta iudicare’は通常の判決を示すものとなる。けれども、頭格犯罪についての3人委員が審判人手続で審判人の役割を演じ判決を下した、このような事態は通常のローマ民事訴訟法の常識からはかけ離れている。審判人は両当事者・プラエトルによって審判人のリストから選出されるのであって、頭格犯罪についての3人委員に限定されていたわけではないからである。

そもそも、頭格犯罪についての3人委員が審判人手続であれ執行手続であれ民事訴訟に関わったという史料はこの法律を除けば一切ない。頭格犯罪についての3人委員という名称が示すように、この下級公職はむしろ刑事事件に関わるものである。とすれば、ここで想起されるのが、古い時代のローマ刑事訴訟は神聖賭金による法律訴訟によったという Kunkel の主張する見解である。⁽³²⁾この見解にたてば、当該の法律が対象とする神聖賭金による法律訴訟は刑事裁判に関わるという想定が成り立つ。実際、Kun-

(29) Kaser/Hackl, *op. cit.*, 39はこのような可能性も想定する。

(30) Cloud, *art. cit.*, 169f.; *id.*, *RS II*, 734は、‘iudicare’は「分配する」を意味し、神聖賭金が徴収された後、国庫でどのような使用目的に分配するかを、頭格犯罪についての3人委員が定めたとする。

(31) Varr. *l. l.* 5, 180. このテキストにも理解しづらい箇所がある。神聖賭金の供出先について、‘quingenos aeris ad pontem deponabant’ とされる。「500アスを橋(pons)に委託する」とはどのような意味だろうか。通常は‘pontem’を‘pont<ific>em’と校訂し、ポンティフェクスが神聖賭金の預け先と解されているが、Cloud, *art. cit.*, 164^eが指摘するように、預け先を人とする場合には前置詞は‘ad’ではなく‘apud’が用いられるだろう。そして、神聖賭金による法律訴訟にポンティフェクスが関わることにしても、他に知られていない。

(32) Kunkel, *Untersuchungen zur Entwicklung des römischen Kriminalverfahrens in vorsullanischer Zeit* (1962), 97ff.

kel は、頭格犯罪についての 3 人委員に刑事裁判権を付与するものとしてこの法律を理解する。すなわち、‘sacramenta exigere’ は神聖賭金を取り立てることを意味するのではなく、「神聖賭金の補填を求めること (Aufforderung zum Ersatz des sacramentum)」を意味し、‘sacramenta iudicare’⁽³³⁾ は頭格犯罪についての 3 人委員に刑事裁判権を付与するものと解する。確かに ‘exigere’ には「要求する」という意味もあるからこのような解釈も可能だが、問題なのは、彼の前提となる神聖賭金による法律訴訟が刑事裁判にも用いられたという想定であり、それが認められたとしても、頭格犯罪についての 3 人委員に刑事裁判権が存在したか⁽³⁴⁾ということである。これらについての検討・立証は本稿の課題を越えるものとなる。

いずれにせよ、様々な解釈が成り立ち⁽³⁵⁾、現段階の筆者には決定できない。さらに、最後の箇所 ‘eodemque iure sunto, esseque oportet’ はラテン語の文章として意味不明である。引用した Lindsay 版では二重の ‘esse’ の一つが省略されているが、写本にはそれが記されており、写本自体に伝わる文章はラテン語として成立していない。このため、例えば、Crawford 編集の *Roman Statutes II* では当該箇所の翻訳は断念されてしまった⁽³⁶⁾。ただ、‘uti ex legibus oportet’ の箇所は文字通りの翻訳は難しいが、同じようなことを定めた法律やプレブス決議が存在したと読みとることもできるように考えられる。

以上見たように、当該の法律はその内容を理解するのが極めて困難である。したがって、その制定年代とか制定事情について推論するのほぼ不可能といえよう。頭格犯罪についての 3 人委員を設置した法律と解し、リーウィウスの「概要」によれば頭格犯罪についての 3 人委員の設置は 290

(33) Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 534.

(34) 例えば、Nippel, A., *Aufbruch und "Polizei" in der römischen Republik* (1988), 46は、Kunkel に反論し頭格犯罪についての 3 人委員は予審としての機能しか持たなかったとする。

(35) 様々な見解とその検討は、さしあたり、Cloud, *art. cit.*, 162ff. 参照。

(36) Cloud, in *RS II*, 734.

年頃だから、その時期に本法律を位置づけようとする見解もある⁽³⁷⁾。けれども、この見解は成り立たない。確実なのは、市民間の訴訟に管轄を持つプラエトルがこの下級公職の選出を国民に委ねるということである。プラエトリーウス法について述べたように、都市プラエトルに上述の管轄が定められたのは外人係プラエトルが設置されて以降のことである。したがって、この法律の制定年代にとって最上限は外人係プラエトル設置つまり 240 年代半ばである。この点はほとんどの文献が認めるところである。さしあたり、本稿ではプラエトリーウス法に倣って、242 年? と表示することにした。

年代付けの最下限は 122 年とされる。というのも、不法徴収についての (アキリーウス) 法に頭格犯罪についての 3 人委員は選挙によって選出される公職としてあげられているからである⁽⁴⁰⁾。けれども、‘uti ex legibus ... oportet’ の箇所而言及されるいくつかの法律にこの不法徴収についての (アキリーウス) 法も含まれるならば、この法律以前に不法徴収についての (アキリーウス) 法が定められていることになり、122 年を年代付けの最下限とするわけには行かない⁽⁴¹⁾。

ただし、当該の法律は神聖賭金による法律訴訟を扱うものなので、それが一般に用いられていた時期に制定されたと考えるのが自然であろう。一般に 2 世紀半ばには法律訴訟は方式書訴訟に代わられていったので、これを前提とすれば、本法律の制定年代は 3 世紀半ばから 2 世紀半ばまでという蓋然性が高くなるであろう。けれども、それは演繹的な推論に過ぎず確実なものではない。

(37) Liv. *per.* 11.

(38) Zumpt, A. W., *Das Criminalrecht der römischen Republik* I-2 (1867), 122f.

(39) 前出 II-2 都市プラエトルについてのプラエトリーウス法を参照。

(40) 史料はさしあたり Rotondi, *op. cit.*, 312 参照。

(41) この法律は、通常、242 年～122 年のものとされる。例えば、Rotondi, *op. cit.*, 312; Niccolini, *op. cit.*, 396; De Martino, *op. cit.*, 259; Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 533; 533⁴: Elster, *op. cit.*, 462ff.

したがって、本法律は、頭格犯罪についての 3 人委員の選挙を都市プラエトルが主催し、⁽⁴²⁾ 頭格犯罪についての 3 人委員が神聖賭金による法律訴訟に一定の管轄を持つ、以上の内容のものであり、その制定年代は 3 世紀半ば以降としか、推論できない。

4 220年？ 布晒し職についてのメティリウス法

プリーニウスは白土についての項目を設け、そこでいくつかの種類の白土の使用法を述べる。⁽⁴³⁾ その際に、貴重なウンブリア産の白土があり、他の白土が医療目的のために用いられる場合があるのにたいし、ウンブリア産の白土は衣服に光沢を増すためにだけ用いられるとする。それに続いて、C. フラーミニウスと L. アエミリウスがケンソルだったとき、布晒し職についてのメティリウス法を国民に委ねて成立させたと伝える。⁽⁴⁴⁾

この法律を伝えるのはプリーニウスだけだが、信憑性を持つと考えることができよう。この法律はプリーニウスの時期にも存在している (cum lex Metilia exstet fullonibus dicta) とされているからである。けれども、その年代および内容については議論がある。

まず制定年代であるが、プリーニウスの叙述では C. フラーミニウスと L. アエミリウスがケンソルのときと明言されるので、彼らが在職した年

(42) 通常、この法律は頭格犯罪についての 3 人委員の民会による選出を定めたと解されている (例えば、Rotondi, *op. cit.*, 312; De Martino, *op. cit.*, 259; Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 533) が、むしろ伝わる文言からすれば、この下級公職の選挙の主権者を都市プラエトルとするという点に力点があるように読める。民会による選出はこの公職が設置された時期から行われていたのかもしれない。例えば、Liv. *per.* 11: *triumviri capitales tunc prima creati sunt.* 通常、‘create’ という動詞は選挙による選出を意味する。もっとも、ディクタートルの指名に ‘create’ が用いられる事例もリーウィウスに見出せる (Liv. 2, 29, 11; 2, 30, 5) ので、確実なことはいえない。他方、法律によらない措置によってすでに民会で選挙されるようになっていた頭格犯罪についての 3 人委員の選挙管轄を都市プラエトルに確定したとも解される。

(43) Plin. *n. h.* 35, 195ff.

(44) Plin. *n. h.* 35, 197.

すなわち220年あるいは219年を想定できよう。⁽⁴⁵⁾ プリーニウスの叙述 (C. Flaminius L. Aemilius censores dedere ad populum ferendam) によれば彼らが直接国民に提案したかのである。けれども、ケンソルに法律を提案する権限はないので、その権限を持つ公職あるいは準公職によって制定されたと考えねばならない。これらの年にメティリウスという名前のコンスルやプラエトルは存在しない。よって、いずれかの年にメティリウスという名前の人物がプレブスのトリブヌスに在職しこの人物によって提案され法律となったと考えられる。⁽⁴⁶⁾

他方、217年には M. メティリウスというプレブスのトリブヌスが存在する。リーウィウスによれば、彼は、ディクタートル、Q. ファビウス・マークシムスの騎兵マギステルだった M. ミヌキウスにディクタートルと同等の権限を付与する、というプレブス決議を成立させた⁽⁴⁷⁾と伝わる。この記事に注目し、次のように想定されもする。220年にケンソルたちは何らかの措置を定めたが、彼らの辞職に伴いその効果は失われてしまった。けれども、フラミニウスが2度目のコンスル職に就任した217年に、フラミニウス一派に属する M. メティリウスがプレブス決議として定め、⁽⁴⁸⁾ フラミニウスたちの措置を永続的な法的効力を持つものとしたと。

いずれの可能性をとるべきか、決定的な論拠はない。⁽⁴⁹⁾ けれども、筆者は前者の可能性を高く考えたい。この法律を伝える唯一の史料であるプリー

(45) Broughton, *op. cit.*, 235f.

(46) Broughton, *op. cit.*, 235f.; Cram, R. V., *The Roman Censors*, in *Harvard Studies in Classical Philology* 51 (1940), 89; Suolahti, *op. cit.*, 303.

(47) Liv. 22, 25, 3; 22, 25, 10f.; 22, 25, 16. 本稿はこの法律を検討対象とはしない。

(48) Willems, P. G. H., *Le sénat de la république romaine. Sa composition et ses attributions* I (1883), 343; Bleicken, *Das Volkstribunat der klassischen Republik*² (1968), 31f.; 32¹; Sauerwein, I., *Die leges sumptuariae als römischen Maßnahme gegen den Sittenverfall* (1970), 37; 37^o; Scullard, H. H., *Roman Politics 220-150 B. C.*² (1973), 48³. なお、217年説が有力説といえよう。この年代を支持する文献として他に Rotondi, *op. cit.*, 252; Botsford, *op. cit.*, 338 がある。

(49) Niccolini, *op. cit.*, 91; Elster, *op. cit.*, 204はいずれの可能性もあるとする。

ニウスは、フラーミニウスとアエミリウスというケンソル同僚団の措置と伝え、217年のプレブスのトリブヌスには何ら言及しない。他方、217年のプレブスのトリブヌスを伝えるリーウィウスは、この法律については何も述べない。唯一この法律を伝える史料がケンソル同僚団を発議者と明言しているにもかかわらず、この法律について史料がまったく関連づけない人物にこの法律を結びつける根拠を筆者は見出せない。M. メティリウスがフラーミニウスと関係するという論拠は、217年にフラーミニウスはコンスル、M. メティリウスはプレブスのトリブヌスに在職し、民衆派的立場にあるフラーミニウスはプレブスのトリブヌスの支援を受けたに違いない⁽⁵⁰⁾ということに過ぎない。フラーミニウスの政治的立場には議論の余地があり、両者が同じ年に公職・準公職に在職していたとしても彼らが政治的立場を同じくしたことは導けないのである。

筆者は、唯一の史料の叙述を重要視して、220年もしくは219年にメティリウスというプレブスのトリブヌスが在職したと考え、この法律の制定年代を220年頃と想定したい。けれども、年代付けにとって決定的な根拠があるわけではなく、本稿では220年?と表記することにした。

この法律の内容も先のプリーニウスの記事からはほとんど分からない。そのため、さまざまな見解が想定されている。⁽⁵²⁾通常は、これ以降に制定された一連の奢侈禁止法の最初のものと考えられている。プリーニウスはウンブリア産の白土を貴重なものとしており、貴重で高価な素材を使って光沢の増す生地を作ったり洗濯の際にそうした素材を用いることは浪費・贅沢につながり、本法律はそれを抑止しようとしたと⁽⁵⁴⁾。他方、Wittmann

(50) Bleicken, *op. cit.*, 31f.; Scullard, *op. cit.*, 48³.

(51) 前出 I-2 ピーケーヌムの土地およびガリアの土地を個別に分配するフラーミニウス法、後出 III-2 C. フラーミニウスに凱旋式を認める法律を参照。

(52) 19世紀の見解については、Sauerwein, *op. cit.*, 39参照。

(53) 通常想定されているのは、215年のオピウス法、209年のプーブリキウス法、205年頃の賽子賭博についての法律、204年のキンキウス法等である。これらについての検討は続稿の課題としなければならない。

(54) Lange, *RA* 2, 161f.; 670; Rotondi, *op. cit.*, 252; Botsford, *op. cit.*, 338;

は、本法律は奢侈禁止法には相当せず、選挙候補者がこうした素材を用いて光沢の増した白い服を着ることで衆目を引こうとする意図を抑止する、選挙活動に関わるものと捉える⁽⁵⁵⁾。Sauerwein は、2つの見解を折衷し、ケンソルたちの措置は選挙活動の抑止もその意図に含んだが、メティリウス法の第1の目的は奢侈禁止にあったとする⁽⁵⁶⁾。もっとも、この法律は、選挙運動にせよ、浪費にせよ、そのような服を着用する者を直接の対象とはせず、生地を晒して光沢をつける、あるいは、洗濯の際に晒して白色を増す業者 (fullo、さしあたり「布晒し職」と表記した) に向けられるものである。これに着目して、Elster はこのような業者の労働準則を定めるものと捉えた⁽⁵⁷⁾。

こうした見解のうちどれが説得的であろうか。法律の名称からすれば、布を晒して光沢を与える職業についての準則が定められたことに間違いはなかろう。そしてウンブリア産の白土が貴重であるとも述べられている。こうした文脈からすれば、可能性が最も低いのは選挙運動に関する立法という想定であろう。プリーニウスの叙述からは選挙運動についての示唆は何ら得られない。また、ポリュビオスによれば、212年にも選挙候補者は白い服を着用したようである⁽⁵⁸⁾。他方、先の業者の一般的な労働の仕方がこの法律で定められたという想定も、プリーニウスの叙述からは得られない。むしろ、そうした業者が白土を用いる場合の労働準則は定められたであろう。とすれば、それは高価な白土を用いるか低廉な白土 (サルディニア産のサルダ土)⁽⁵⁹⁾ を用いるかあるいは全く用いないかという問題となり、結局は、高価な素材を用いる可能性ある業者に何らかの措置を定めた、と

Niccolini, *op. cit.*, 91; Bleicken, *op. cit.*, 31f.; id., *Lex Publica. Gesetz und Recht in der römischen Republik* (1975), 169.

(55) Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 612; 612¹⁸⁶.

(56) Sauerwein, *op. cit.*, 37ff.

(57) Elster, *op. cit.*, 203f.

(58) Pol. 10, 4, 8.

(59) Plin. *n. h.* 35, 196.

いう内容を想定できよう。奢侈禁止を内容とする法律と断言はできないが、その可能性が最も高いのではないだろうか。もっとも以降の奢侈禁止法と異なって、奢侈を行う者を直接律したわけではない。その限りで本法律は一連の奢侈禁止法の端緒となるものではあろうが、奢侈の禁止は直接にはケンソルの管轄にあり、法律による奢侈への介入はこれ以降の立法によるという、過渡的な存在とも理解できよう。

III 一部史料に伝わるが信憑性に問題ある法律

1 229年 イリュリアとの開戦を定める法律

第1次イリュリア戦争の開始に関わる法律であるが、伝承は混乱している。

(1)
ポリュビオスによれば、この戦争は以下の経緯から始まった。イリュリアの海賊行為にイタリア商人の不満がたまり、ローマもこれを捨て置けず、イリュリアに使節を派遣した。イリュリア王アグロンの死後、その息子の摂政となっていたテウタとローマの使節の交渉が行われたが、テウタはローマの要請に答えず、これに憤った若い方のローマの使節が不法な行いを正し不法を被った人々を助ける習慣がローマにあると述べた。テウタはこれに激怒し、出航しようとしていた船に刺客を放って先の発言をした使節を殺害した。これが伝えられるとローマは直ちに戦闘準備に入った。

(2)
アッピアノスによれば、アグロン王の脅威に曝されていたイッサからローマへ救援要請が来た。ローマはこれに答えイッサに使節を派遣した。ローマの船がイッサ付近に到着したとき、イリュリアの船が近づきローマの船を攻撃した。その結果、ローマの使節の1人とイッサ人に死者が出た。生き残ったローマの使節はローマに逃げ帰り、ローマは戦争に着手した。

以上のように、ローマ使節派遣の原因も異なれば、戦争に至る状況も異

(1) Pol. 2, 8.

(2) App. III. 7.

なっている。アッピアノスのバージョンでは、宣戦布告に至る通常の手続も何もなく、戦争に突入した。ここに国民の決定が介在する余地はない。ポリュビオスのバージョンではテウタとの交渉は述べられるが、テウタを激怒させたという使節の発言は場の流れから生じたものであり、正式な最後通牒とか宣戦布告には相当しない。そして、国民の決定は何も伝わらない。⁽³⁾

この限りで、イリュリアとの開戦を決定した法律は存在しないと考えてよいと思われるが、国民の決定を伝える史料も存在する。ディオ・カッシオスおよびゾナラスは次のように伝える。⁽⁴⁾ イッサからの救援要請および海賊行為の防止のため、ローマはイリュリアに使節を派遣した。テウタは彼らを捕らえ何人かを殺害した。これを知ったローマ国民はイリュリアにたいする戦争を決定した。テウタはこれに驚き、使節を解放したが、使節の死亡に自らは責任はないと言明した。ローマは責任ある者の引渡を求めた。テウタはイッサに軍団を派遣することでこれに応え、ローマとの開戦に至った。

このバージョンでははっきりと開戦を決定する法律が伝えられている。けれども、その信憑性は低いように思われる。ディオ・カッシオスおよびゾナラスのバージョンは明らかにポリュビオスとアッピアノスのバージョンを合体させたものである。ローマの使節派遣の要因、イリュリアによるローマ使節の殺害、これらについて異なるバージョンが伝えられているため、それらを合体させ、バージョン間での矛盾を取り除こうとしたのであろう。その際に、開戦に至るには国民による決定が通常なされると想起され、それを適切と思われる箇所に挿入したのであろう。

ディオ・カッシオスおよびゾナラスのバージョンに認められる、ローマ国民の決定・ローマの要請・開戦という一連の流れは、Walbank の主

(3) Liv. *per.* 20も開戦に至る経緯をごく簡単に伝えるが、イリュリアに派遣した使節の殺害を伝えるだけである。

(4) Dio Cass. frg. 49, 2ff.; Zon. 8, 19.

張する条件付きの開戦決定、簡略化された宣戦布告の手續⁽⁵⁾に相当する。けれども、Walbank はその例として本事例を上げていない。Walbank はその理由につき述べていないが、おそらくこのバージョンに信憑性が乏しいため上げていないのであろう。また、Rich はポリュビオスおよびアッピアノスのバージョンの外に信頼できる史料は存在しないと⁽⁶⁾している。

以上より、ポリュビオスおよびアッピアノスに国民の決定は伝わらず、国民の決定を伝えるディオソス・カッシオスおよびゾナラスのバージョンが疑わしいものであるとすれば、第 1 次イリュリア戦争を開始する法律は存在しなかったと想定してよいであろう⁽⁸⁾。

2 223年 C. フラーミニウスに凱旋式を認める法律

223年のコンスル、C. フラーミニウスはインスブレスとの戦闘に勝利し凱旋式を⁽⁹⁾挙行した。これに関し伝承はフラーミニウスと元老院との敵対を伝える。

プルタルコスによれば⁽¹⁰⁾、フラーミニウスと同僚コンスル、P. フーリウスがインスブレスに進軍したとき、ピーケーヌムを流れる河の水が血の色に変わり、アリーニヌムの付近では月が 3 つに見え、さらに、アウグーレスはコンスル選挙の際に凶兆が現れたと伝えた。そこで元老院はコンスルたちを呼び戻し辞職するよう書簡を送ったが、フラーミニウスはそれを開封もせず戦闘を行い勝利した。そうして、ローマに帰還し凱旋式を挙行しようとした。

彼の凱旋式挙行に至る過程について、史料の伝えるところは異なってい

(5) 前出 I-1 カルタゴとの戦争を定める法律を参照。

(6) Walbank, in *CPh* 44, 16.

(7) Rich, *op. cit.*, 72⁴⁵; 73⁴⁹.

(8) Rotondi, *op. cit.*, 247はイッサへの宣戦布告とするが、理解できない。

(9) *Fas. Cap.* 101.

(10) *Plut. Marc.* 4, 2ff.

る。プルータルコスによれば、民衆は帰還したフラーミニウスを出迎えようともせず、凱旋式の挙行にも反対の態度を表し、凱旋式を済ませたら両コンスルとも辞職するよう強いた。これにたいし、ゾナラス⁽¹²⁾は、民衆はフラーミニウスを支持し、フラーミニウスの戦勝の祝いを決定した。ただし、ここでゾナラスは凱旋式を意味する言葉 (*θρίαμβος*) を用いていない。ポリュビオス、ゾナラス共に、凱旋式の挙行の後、両コンスルは辞職したとする。

リーウィウスの「概要」にこれに関する直接の記事はないが、リーウィウス自身の叙述として、フラーミニウスの凱旋式についてフラーミニウスおよび元老院に対立があったと記している⁽¹³⁾。

ゾナラスにしたがいフラーミニウスに凱旋式を認める法律があったと推論することは可能である。けれども、他の史料を総合し確実であるのは、フラーミニウスがインスブレスに勝利して凱旋式を挙行したことだけである。これは凱旋式のファスティにも確認される。また、それによれば、フーリウスも凱旋式を挙行した⁽¹⁴⁾。彼らが辞職したとはカピトリウム⁽¹⁵⁾のファスティには記されていない。

他方、諸史料に共通するのは、フラーミニウスにたいする敵意である。例えば、ポリュビオスは、インスブレスとの戦闘で指揮を誤り副官の適切な指示のおかげで勝利を得た、と伝える⁽¹⁶⁾。先述の I-2 232年の土地法から218年の元老院議員および元老院議員の息子の船舶保有に関わるクラウディウス法に至るまで、諸史料はフラーミニウスへの敵意を隠さない。そして、プルータルコスに示されているように、神の加護を受けない不逞な輩として、フラーミニウスはトラシメーヌス湖の戦いでハンニバル

(11) Plut. *Marc.* 4, 6.

(12) Zon. 8, 20, 7.

(13) Liv. 23, 14, 4.

(14) フラーミニウス、フーリウス、両者の凱旋式について、*Fas. Cap.* 101.

(15) *Fas. Cap.* 58f.

(16) Pol. 2, 33, 6f.

に破れ悲劇的な死を迎える。こうした叙述がフラーミニウスの政治的ライバル、ファビウス・マークシムスの支持者であろうファビウス・ピクトルの叙述に由来することは容易に想像できる。もっとも、このようなゲンス・ファビアの憎悪からすればフラーミニウスとファビウスに一定の敵対関係があったことも確かであろう。けれども、I-2 で指摘したように、フラーミニウスはノービリタース内部で孤立し民衆の支持によってしか凱旋式を挙行できなかったと想定するだけでなく、彼にも支持グループがありそれが中心となって彼の凱旋式の実行を元老院内部で認めさせたとも想定できるのである。例えば、彼は220年のケンソル職に就任し、フラーミニウス街道を敷設しフラーミニウス競技場を建設した⁽¹⁷⁾。国家財政からの支出がなければこうした建設事業は困難であり、国家財政について管轄を持つ元老院に一定の支持層がいたと考えられよう。また、彼はこのとき被解放自由人を4つの都市トリプスに登録した⁽¹⁸⁾。これは304年のファビウス・ルルリアーヌスの措置と同じで、支配元老院階層にとって不利な措置ではない。彼を元老院に敵対するグラックス兄弟の先駆と捉えることには慎重でありたい。

フラーミニウスに凱旋式を認める法律が存在した可能性はある⁽²¹⁾。それと同時に、フラーミニウスが元老院内部の一定党派によって凱旋式の挙行を認められたという想定にも可能性はあろう。したがって、本法律の存在には慎重であるべきように考えられる⁽²²⁾。

(17) フラーミニウスのケンソル職就任については、前出II-4 布晒し職についてのメテリウス法を参照。

(18) Liv. *per.* 20.

(19) Liv. *per.* 20. 彼のケンソルとしての活動については、Cram, *art. cit.*, 89 (ただしケントゥリア改革をフラーミニウスによるとする見解は支持できない); Suolah-ti, *op. cit.*, 303f. 参照。

(20) Liv. 9, 46, 14.

(21) そのように想定する文献として、Rotondi, *op. cit.*, 248; Botsford, *op. cit.*, 334; Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 612 (Wittmann の叙述である)。

(22) Elster, *op. cit.*, 181f. も、筆者同様、慎重である。

IV 研究者は想定するが史料的根拠のない法律

1 236年 M. クラウディウスをコルシカ人に引き渡す法律

この年、コンスル、C. リキニウス・ウァールスは、M. クラウディウスという人物をコルシカ住民への使節に派遣した。クラウディウスはコルシカ人と和平に関わる何らかの協定を結んだ。けれども、この協定は無視され、クラウディウスはコルシカ人に引き渡された。コルシカ人は彼の受け入れを拒否した。

この事例を伝えるウァレリウス・マークシムスおよびゾナラスの叙述に共通する要素を抽出してまとめると、以上のようになる。けれども、状況はよく分らない。⁽¹⁾

まず、M. クラウディウスという人物が不明である。Rotondi は M. クラウディウス・グリキア⁽²⁾としているが、ゾナラスに伝わる家名はクリネアスである。このような家名のクラウディウスはこの当時見出せない。ウァレリウス・マークシムスは家名を伝えない。

クラウディウスにより結ばれた協定が無視された理由も史料によって異なり、しかもそれぞれの史料内部に矛盾がある。ゾナラスはクラウディウスに協定を結ぶ権限はないと強調する。他方で、ウァールスは協定にもかかわらず戦闘を続けたとして、このコンスルを非難する。協定が有効であるか無効であるか、判然としない。ウァレリウス・マークシムスは協定を「恥ずべき和平 (turpis pax)」と呼ぶ。けれども、いったん成立した和平をこのような理由で破棄できるはずもない。このように、史料から協定破棄の理由を見出すのは難しい。

クラウディウスの受け入れをコルシカ人が拒否した点は2つの史料に共

(1) Val. Max. 6, 3, 3; Zon. 8, 18. cf. Dio Cass. frg. 45.

(2) Rotondi, *op. cit.*, 247. 249年のディクタートルに M. クラウディウス・グリキアという人物がいる。Broughton, *op. cit.*, 215.

通しているが、その後のクラウディウスの運命はそれぞれの史料で異なっている。ヴァレリウス・マークシムスによれば、彼は捕らえられ処刑された。ゾナラスによれば、彼は亡命した。

本稿にとっての問題、すなわち、彼をコルシカ人に引き渡すと決定した手続についてはどうか。ゾナラスはローマ人が決定したとしか述べない。他方、ヴァレリウス・マークシムスでは、明らかに元老院の決定によった(「元老院は M. クラウディウスをコルシカ人たちに引き渡した (M. ... Claudium senatus Corsis,, dedidit)」。そして、クラウディウスの殺害を命じたのも元老院だった。このように、元老院が決定した可能性が高いが、確実ではない。他方、国民がクラウディウスの引渡を決定したとする史料は存在しない。にもかかわらず、Willems は元老院の措置を国民が承認したと⁽³⁾考える。しかし、そのように想定するための根拠はまったくない。

以上より、クラウディウスをコルシカ人に引き渡す法律は存在しなかった、と想定してよいであろう。⁽⁴⁾

2 227年 プラエトルの定員を4人に増員する法律

リーウィウスの「概要」によれば、⁽⁵⁾プラエトル職の定員が増員され4人となった。そして、「学説彙纂」にあるポンポニーウスの文章から、この⁽⁶⁾定員増員はサルディニアおよびシキリアをプラエトルの管轄とするためであった。また、ソリヌスによれば、⁽⁷⁾M. ヴァレリウスがサルディニアを、C. フラーミニウスがシキリアを管轄とした。

このプラエトル職の定員増員の年代は次のようにして導けよう。リーウィウスの「概要」では増員がなされたのは第1次イリュリア戦争が終了し

(3) Willems, *Le sénat de la république romaine. Sa composition et ses attributions* II (1885), 467².

(4) Rotondi, *op. cit.*, 247; Elster, *op. cit.*, 170も同様。

(5) Liv. *per.* 20.

(6) Pomp. *D.* 1, 2, 2, 32.

(7) Sol. 5, 1.

た後とされる。⁽⁸⁾ 228年にプロコンスル、Cn. フルウィウス・ケントゥマルスはイリュリア戦争の海軍指揮者として凱旋式を挙行している⁽⁹⁾ので、少なくともこの年にはイリュリア戦争の終結を認められる。他方、ゾナラスは、228年の事象を記した後、サルディニアを管轄するプラエトル職の設置を原因としてサルディニア住民が反乱を起こしたと語っている⁽¹⁰⁾。これが De Sanctis にしたがって226年のこととすれば、228年から226年の間に⁽¹¹⁾プラエトル職は増員されたと考えられる。とすれば、228年に元老院が決定しそれに基づいて法律制定・選挙がなされたとして、増員されたプラエトル職が就任するのは227年のこととなる。その結果、226年のサルディニア住民の反乱に至ったと考えられよう。

けれども、史料にプラエトル職増員を定める法律は見出せない。Lange⁽¹²⁾は「前提とされるべき (voraussetzend)」法律を見出そうとする。Rotondi は2名のプラエトル職設置には法律が「前提とされねばならない (deve presupporre)」⁽¹³⁾とする。けれども、そのような法律は存在しなかった⁽¹⁴⁾のである。国家制度とりわけ公職制度の変更は何らかの法律によらなければならない、この近代的な前提がローマ共和政に当てはまるか否か、この検討こそ、彼らがまずなすべきことだったのである。

(8) Liv. *per.* 20.

(9) *Fast. Cap.* 101.

(10) Zon. 8, 19, 10.

(11) De Sanctis, *op. cit.*, 283.

(12) Lange, *RA* 2, 654は、先述II-2都市プラエトルに関するプラエトールウス法をプラエトル職の定員を4名に増員する法律と考える。そこで検討したように、プラエトールウス法のテキストからは何ら根拠を見出せない見解である。

(13) Rotondi, *op. cit.*, 248. また、Botsford, *op. cit.*, 341f. は集会に長らく承認されてきた権利を実行したとする。公職の新設・増員について民会・プレブス集会が何らかの権利を承認されてきたとは想定できない。

(14) 例えば、De Martino, *op. cit.*, 232; Kunkel/Wittmann, *op. cit.*, 297f.; Brennan, *op. cit.*, 91ff.; Elster, *op. cit.*, 179はそのような法律を想定しない。

おわりに

これまで、241年から219年までに成立した可能性のある法律および研究者がこの時期に制定されたと想定する法律について検討してきた。以下ではこれまでの検討を総括しこの時期の法律のあり方について取り纏めることとしたい。けれども、史料状況の故に、史料に伝わる法律は8しかなく、信憑性を持ち年代も確定できる法律は僅か2つだけである。こうした状況でこの時期の法律のあり方を総括するのはほとんど不可能であろう。したがって、以下の検討は仮説的なものでしかないことを留意いただきたい。

この時期の法律として確定できるものが2例しかないため、これに基づく一般化はほとんど意味のない作業であろう。ただし、前稿で検討した結果と比較すれば、戦争に関わる法律が1例しかないことに気づく⁽¹⁾。他の開戦に関わる法律もあったろうが、それらは伝わらなかった。他方、前稿で検討した時期にはとりわけ重要な戦争（ピュロス戦争、第1次ポエニ戦争）が生じた。それ故、これら重要な戦争に関わる法律が前稿で扱った時期で伝える伝承に含まれたと考えるべきであろう。

戦争に関わる法律はI-1カルタゴとの開戦を定める法律およびIII-1イリュリアとの開戦を定める法律と2つあるが、後者は信憑性につき慎重に対処すべきものであった。遠く離れたギリシアの地で勃発した戦闘行為に際し、国民の決定を経ずして戦争に突入するという事態が生じたのであろう。これは第1次ポエニ戦争開始の状況と同様である⁽²⁾。他方、カルタゴにたいする戦争決定は、カルタゴに戦争を行う余力がないことを見越したカ

(1) 287年から241年までの時期に信憑性を持ち年代も確定できる法律で戦争に関わる法律は6例、信憑性を持つが年代の確定できない法律は1例であった。原田、前稿、「おわりに」を参照。

(2) 原田、前稿、IV-5カルタゴとの開戦を定める法律を参照。

ルタゴへのブラフとも取れるもので、ローマにとっての余裕が通常の手続を可能としたのであろう。どのように評価すべきかは措くとして、ローマ人あるいはローマ支配階層は事態への柔軟な対応を示したのであろう。

信憑性を認められるが制定年代の不確定な法律に大きな特徴を見出せる。4例のうち3例が公職の権限に関わる。II-1は定められた度量衡の遵守を公職に要請し、故意に違反した公職に他の公職が罰金を科す権限を定める。II-2は、都市プラエトルのリクトルの数、そして、おそらくは都市プラエトルが一定の刻限を告げる権限を定める。II-3は、都市プラエトルが頭格犯罪についての3人委員選挙を主催する権限、そして、この下級公職の何らかの権限について定める。

国家制度改革自体は法律の対象ではなかった。「はじめに」で見た、この時期に生じたであろうケントゥリア改革を定める法律は存在しない。あるいは、プラエトルの定員増員についての法律も存在しない（前稿IV-6、本稿IV-2）。したがって、法律は国家制度改革そのものは対象としなかったが、国家制度改革によって生じた帰結についてはその対象とした、あるいは、対象とするに至った、と考えられる。すなわち、プラエトル職の定員増員によって都市プラエトルの権限に問題が生じ、都市プラエトルの権限を法律によって確定したのである。前稿で検討した時期には公職の権限⁽³⁾というような国家制度を対象とする法律は存在しなかった。そして、共和政初期の200年間にも例外的にしか存在しなかった⁽⁴⁾。けれども、今やそのような法律が現れるに至ったのである。

なぜこうした法律が現れたのか。これらの法律は制定年代も制定事情も不確実であるから、この問題の解明は不可能である。いずれもプレブス決議であるから、支配階層の成し遂げた国家制度改革にプレブスが介入した、このように論じることもしできるかもしれない。けれども、提案者であ

(3) 原田、前稿、IV-3クアエストルの定員増員についての法律、IV-6外人係プラエトルを設置する法律、「おわりに」を参照。

(4) 原田、前掲書、100頁以下、132頁以下参照。

るプレブスのトリブヌスの政治的立場が支配階層に与するものか、それ
 に対立するものか、不明である以上、こうした推論は思弁に留まる可能性
 が高い。他方、筆者は共和政初期よりプレブス決議は国家全体に関わる問
 題を扱ったと考⁽⁵⁾える。それゆえ、国家制度に関する立法を行う場合、それ
 が支配階層による立法であっても、ノービリタース体制の確立を前提とし
 て、共和政初期以来の伝統にしたがいプレブス決議が用いられたとも想定
 できよう。いずれにせよ、このような法律が出来たという現象を確認す
 るに留めざるを得ない。

以上の信憑性ある法律からさらに次の点が導ける。I の範疇の法律はす
 べて「個別状況に結びつけられた法律」である。それは将来に亘って永続
 的な規範を生み出すものではない。他方、II の範疇の法律は「規範を生み
 出す法律」⁽⁶⁾である。内容の不確定な II-4 を除けば、それらの法律は、公
 職は定められた度量衡に違反してはならない、都市プラエトルには2名の
 リクトルが随伴すべきである、頭格犯罪についての3人委員の選挙は都市
 プラエトルの主権の下で行われるべきである、と定める。これらは将来に
 向けての法的規範を生み出すものであろう。こうした事柄はすでに実務と
 して生じていたかもしれない。その限りでは既存の規範を確認するものか
 もしれない。けれども、既存の規範を法的な規範に変え法的規範を生み出
 すものであることは確認できよう。このように、「個別状況に結びつけら
 れた法律」・「規範を生み出す法律」、この共和政初期以来の法律の範疇は
 当該時期にも維持され続けたようである。

研究者は想定するが史料上の根拠のない法律について、僅か2例から一
 般化する必要はなかろう。国家制度改革およびおそらくは元老院の管轄事
 項も法律の対象にするという思考が一部研究者に認められるとだけ、確認
 しておこう。

(5) 原田、前掲書、227頁以下参照。

(6) 「個別状況に結びつけられた法律」および「規範を生み出す法律」という範疇
 については、さしあたり、原田、前稿、「おわりに」を参照。

以上をまとめれば、当該時期の法律は国家制度を対象とする法律の出来という点に大きな特徴を持つが、それ以外の点では共和政初期以来の状況をほぼ引き継ぐものであった。

最後に「はじめに」で紹介した Botsford の見解について、本稿で扱った時期のみに関し評価を下したい。当該時期に Botsford の見解は成り立たない。フラーミニウスが反元老院的・民衆派的立場にあった、この前提に筆者が批判的なことはすでに述べた。けれども、その前提を認めたとしても、彼の見解は成り立たない。232年以降の事例は、IIIの範疇のものも含めて、4例に過ぎない。それまでの時期と比べて立法活動が盛んに行われたわけではない。そして、それらのほとんどは民衆の権利擁護・権利獲得を目的としたものでもない。III-1は開戦決定であるから、この点は自明であろう。III-2は、フラーミニウスの個人的特権を定めるもので、民衆の利益を実現するものではない。II-4も、それが奢侈抑制を定めたと想定すれば、この法律によって直接の影響を受けるのは元老院階層であろうから、その限りで反元老院的立法と叫ぶかもしれない。けれども、それは一般大衆の利益に直接関わるものではない。要するに、フラーミニウスが元老院への攻撃手段として立法を用いていると想定できても、民衆の権利擁護・権利獲得が目指されているとは読みとれないのである。

Botsford の見解はハンニバル戦争期の法律を検討した上で最終的判断を下さねばならない。そして、ハンニバル戦争期には直接国家制度とりわけ公職のあり方を律する法律が制定されていった。次稿において、このローマにとって未曾有の危機の時期に法律がどのように変容したか、検討していきたい。